

新 旧 対 照 表

新	旧
高知県電気バス導入緊急支援事業費補助金交付要綱	高知県電気バス導入緊急支援事業費補助金交付要綱
<p>第 1 条から第 11 条まで 略</p> <p>(実績報告)</p> <p>第 12 条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第 5 号様式による実績報告書に関係書類を添えて、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日又は補助事業の完了の日の属する年度の <u>3 月 31 日</u> のいずれか早い期日までに、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 補助事業者は、補助事業が年度内に完了しない場合は、別記第 6 号様式による年度終了実績報告書を当該年度の 3 月 31 日までに知事に提出しなければならない。</p> <p>第 13 条から第 18 条まで 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この要綱は、令和 5 年 2 月 13 日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和 6 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 7 条第 2 号、第 3 号及び第 7 号、第 11 条、第 14 条、第 15 条並びに第 17 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和 6 年 3 月 11 日から施行する。</u></p>	<p>第 1 条から第 11 条まで 略</p> <p>(実績報告)</p> <p>第 12 条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第 5 号様式による実績報告書に関係書類を添えて、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日又は補助事業の完了の日の属する年度の <u>3 月 15 日</u> のいずれか早い期日までに、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 補助事業者は、補助事業が年度内に完了しない場合は、別記第 6 号様式による年度終了実績報告書を当該年度の 3 月 31 日までに知事に提出しなければならない。</p> <p>第 13 条から第 18 条まで 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この要綱は、令和 5 年 2 月 13 日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和 6 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 7 条第 2 号、第 3 号及び第 7 号、第 11 条、第 14 条、第 15 条並びに第 17 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p style="text-align: center;"><u>新設</u></p>

新	旧
第1号様式から第4号様式まで 略	第1号様式から第4号様式まで 略

新

第5号様式（第12条関係）

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地  
名称  
代表者の職氏名

令和 年度高知県電気バス導入緊急支援事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で（変更）交付の決定がありました高知県電気バス導入緊急支援事業費補助金に係る事業を実施しましたので、高知県電気バス導入緊急支援事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、その実績を報告します。

記

- 1 導入バス等 別紙事業実績報告書のとおり
- 2 補助対象経費 金 円
- 3 補助金交付（変更）決定額 金 円
- 4 補助金実績額 金 円(千円未満切り捨て)

5 添付書類

- ア 補助対象経費に係る請求書の写し
- イ 補助対象経費の支払いを証する書類（添付できない場合は後日提出してください。）
- ウ 本事業により導入したバスの自動車検査証の写し
- ~~エ 主たる運行（予定）経路を確認できる書類~~
- エオ 本事業により導入したバス等の写真
- エカ 国補助金の額の確定通知書の写し（添付できない場合は後日提出してください。）
- エキ その他参考となる書類（別紙において添付することを定めている書類等）

※ イ、ウ、オについては、添付できない場合は後日提出してください。

旧

第5号様式（第12条関係）

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地  
名称  
代表者の職氏名

令和 年度高知県電気バス導入緊急支援事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で（変更）交付の決定がありました高知県電気バス導入緊急支援事業費補助金に係る事業を実施しましたので、高知県電気バス導入緊急支援事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、その実績を報告します。

記

- 1 導入バス等 別紙事業実績報告書のとおり
- 2 補助対象経費 金 円
- 3 補助金交付（変更）決定額 金 円
- 4 補助金実績額 金 円(千円未満切り捨て)

5 添付書類

- ア 補助対象経費に係る請求書の写し
- イ 補助対象経費の支払いを証する書類（添付できない場合は後日提出してください。）
- ウ 本事業により導入したバスの自動車検査証の写し
- エ 主たる運行（予定）経路を確認できる書類
- オ 本事業により導入したバス等の写真
- カ 国補助金の額の確定通知書の写し（添付できない場合は後日提出してください。）
- キ その他参考となる書類（別紙において添付することを定めている書類等）